

平成18年3月30日(木曜日)第1回臨時会

○出席議員(21名)

1番	新宮征一	議員	2番	佐藤毅	議員
3番	鴨田俊廣	議員	4番	榎津博士	議員
5番	木村寿太郎	議員	6番	松田孝	議員
7番	猪倉謙太郎	議員	8番	石川忠義	議員
9番	鈴木賢也	議員	10番	荒木春吉	議員
11番	柏倉信一	議員	12番	高橋勝文	議員
13番	高橋秀治	議員	14番	佐藤良一	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	内藤明	議員	18番	那須稔	議員
19番	佐竹敬一	議員	20番	遠藤聖作	議員
21番	伊藤忠男	議員			

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	役
安孫子勝一	収入役	那須義行	庶務課長
鹿間康	企画調整課長	秋場元	財政課長
尾形清一	地域振興課長		

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第1号

第1回臨時会

平成18年3月30日(木)

午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 議第41号 平成17年度寒河江市一般会計補正予算(第8号)
" 4 議第42号 土地の処分について
" 5 議案説明
" 6 質疑
" 7 予算特別委員会設置
" 8 委員会付託
- 休憩
- 再開
- " 9 委員会審査の経過並びに結果報告
 (1) 建設経済委員長報告
 (2) 予算特別委員長報告
" 10 質疑、討論、採決
- 閉会

平成18年3月第1回臨時会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時30分

○新宮征一議長 おはようございます。

ただいまから、平成18年第1回寒河江市議会臨時会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

会議録署名議員指名

○新宮征一議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により議長において、2番佐藤 毅議員、21番伊藤忠男議員を指名いたします。

会 期 決 定

○新宮征一議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

ここで、議会運営委員長の報告を求めます。高橋議会運営委員長。

〔高橋秀治議会運営委員長 登壇〕

○高橋秀治議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました平成18年第1回寒河江市議会臨時会の運営につきましては、去る3月27日午後1時から議会第2会議室において議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数などを勘案し、本日1日間とし、会議等についてはお手元に配付してあります日程表のとおりと決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告といたします。

○新宮征一議長 お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

第1回臨時会日程

平成18年3月30日(木)開会

月 日	時 間	会 議		場 所
3月30日(木)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、議案上程、同説明、質疑、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議休憩中	予算特別委員会	付 託 案 件 審 査	議 場
		総務分科会	付 託 案 件 審 査	第2会議室
		建設経済委員会 分科会	付 託 案 件 審 査	第4会議室
	委員会・分科会 終了後	本 会 議	再開、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

平成18年3月第1回臨時会

議 案 上 程

○新宮征一議長 日程第3議第41号及び、日程第4議第42号の2案件を一括議題といたします。

議案説明

○新宮征一議長 日程第5、議案説明であります。

市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

○佐藤誠六市長 初めに、議第41号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）について御説明申しあげます。

このたびの補正予算は、チェリークア・パーク民活エリア用地購入費5億2,226万5千円を計上するものであります。これに対する歳入については、同用地の売払収入5億6,546万9千円を追加し、財政調整基金繰入金4,320万4千円を減額し、対応することとしました。その結果、予算総額は歳入歳出それぞれ142億4,872万2千円となるものであります。

次に、議第42号土地の処分について御説明申しあげます。

図面番号1は、2万8,439.71平米の土地を予定価格4億8,652万9,834円で株式会社寒河江自動車学校代表取締役片桐秀一に処分するものであります。

図面番号2以降は記載のとおりであります。

処分する土地の地籍合計は3万3,056.82平米、処分予定価格合計は5億6,546万9,356円であります。この土地の処分については、地籍が5,000平米以上で、予定価格が2,000万円以上となるものであることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

以上、2案件を御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上御可決くださるようお願い申しあげます。

以上です。

質 疑

○新宮征一議長 日程第6、これより質疑に入ります。議第41号について質疑はありませんか。佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 このたびの分譲のあれでありますけど、2月21日だったと思いますが、議員懇談会がありましたけど、1法人1個人という説明があったのに、今回は2人の個人に契約がなっていたのがどうしてなのかであります。

また、この分譲に対して、この道路に対しては温泉施設が行われております。この計画に対してお湯の使用を許可するのかどうかであります。今年みたいに大雪降りますと除雪も大変であります。その辺のことも考えて行われたのかどうかであります。

また、この土地の分譲にいたしましても平成7年度で市報を使って大々的に市民にお知らせしているわけであります。それが中国パールさんが会社再生法というか、言葉で言えば倒産という感じで御破算になっております。それから数年たっておりますけれども、いまだにめどが立たなく今日を迎えているわけであります。やはりこの経済の世の中はなかなか厳しいものでありますけど、ここの中にもリゾート法を適用なされておりますけど、市長の考えとしてはどのように市民にお知らせするのかであります。

市長も前回、その前の選挙に恐らく選挙公報にもクア・パークの事業を大いにPRなされていると思います。この議場にいる議員の方で2期以上の方は、大体選挙公報にチェリークア・パークの構想をうたっていると思われまして、そのことを思いまして、今回の売買契約におきまして市民にどのような御説明をされるのか、一番私なりに関心持っているところであります。その辺のことを考えて今日の分譲区割りというか、分譲契約の締結に至ったと思われまして、どのように市長は市民に説明なされるのか、まず第1点お聞きしたいと思えます。

また、お湯の使用料の問題もその辺を考えなきゃならないと思えます。私もこの問題に対して、初め一般会計で穴あくんじゃないかと質問したときあるんであります。そういうことも考えて、今日まで利息も市民のあれでなされております。価格も一緒に含まれると聞いておりますけど、その辺の感じでどのようにお考えになるのかよろしくお願い申し上げます。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 この前の選挙のときまでに話がさかのぼっておるようでございますけれども、私はクア・パークの未処分用地につきましては、あの土地にふさわしいような活用ということを図るということと、それから最上川ふるさと総合公園と、あるいは寒河江緑地というようなものを一体的に考えて、全体の寒河江市の活性化あるいは地域の発展というようなことを申し上げてきたところでございまして、これに対して十分市民に対しましては説明を申し上げ、お話をさせていただいたと、このように思っております。

市民は、その点を十分御理解をして今回の選挙の結果に結びついたなど、このように思っておりますし、また今回の土地の処分につきましては十分市民にこれから話しするとともに、これまでも新聞等で報道されておりますので、これらについては市民もこの処分についての理解を十分示していただいておりますので、これらについては市民もこの処分についての理解を十分示していただいております。そのほかについては、担当の方から

答弁申しあげます。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 2月21日の議員懇談会の時点において、1法人と1個人に契約予定ということ申しあげたところでありますが、最終的に会社内部の事情によりまして1法人、3個人という形になったわけでありまして、それは、3個人は同じ会社の役員が3名でありまして、その会社の社長の分が3名の役員で取得するというところに、最終的に合意に至ったところであります。

それから、その学校の敷地にお湯の使用を許可するのということでありまして、当初の段階では、当初の計画では全体を学校の教習所として一体的に使用するというものでありまして、お湯を使用する予定はまだ当初では出ておりませんので、計画が煮詰まった段階で相談をするということで、当初からお湯の使用許可を出すということは考えていないところであります。

○新宮征一議長 佐藤良一議員。

○佐藤良一議員 やはり市長からも今お話あったとおり、市民の皆さんに大々的に宣伝されたわけでありまして、やはりパブルの崩壊でこのような土地がなくなったわけでありまして、金利もこれからどうなるかわかりませんが、やはり市民に一度娯楽施設をつくと市報で宣伝じゃありませんけど、公開しているわけでありまして、それが、突如として土地が残っていたところに今度自動車学校が来るんですよと言っても、なかなか市民が理解に苦しむんじゃないかなと私なりに思うんであります。

2月21日の懇談会のときは、1法人、1個人と説明があったのがこのたびは3個人になっております。今の説明では、3人とも会社の役員であったからといわれましても、個人個人の契約になっております。やはり個人個人の契約になっておりますので、当然使用目的があるはずですし、その辺のことをどのように認識しているのか、我々議会にも何も説明ありません。ただ、これからの問題だという感じでありまして、その辺も明白にしてもらえたらと私なりに思うんであります。

今日まで、中国パールさんが撤退してからの金利の状況は幾らぐらいになるのかどうかであります。一般会計にそっくり移行になってそのままになるのかどうか、その辺もお願い申しあげます。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 3個人の所有について質問があったわけですが、それは先ほども申しあげましたとおり、学校の教習所として一体的に使用するというものでありまして、個人個人が別の使用目的で使用するということではございませんので、御理解を願いたいと思います。

それから、金利についてでありますけれども、金利の総額については、市から開発公社に支払った総額は2,465万9,450円でありまして、当初の4年間分は中国パールが寒河江市に支払いしてありまして、寒河江市がその金利分を土地開発公社に支払っておるものであります。その分は市が持ち出しをしておりませんので、このたび土地代に上乗せした分については、平成13年8月13日の日に買い戻しをしました日からあすの18年3月31日までの金利分、その分が合計で1,571万7,145円でありまして、その金利分、寒河江市が負担した金利分を土地代に上乗せをしまして契約をしておるところであります。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 実は、うちの建設委員会の方に付託される案件でありまして、本来ここで質疑はしたくないのでありますけれども、市長が建設委員会に出席するということは普通はないので、この場で一応市長に対する質疑ということで質問をさせていただきたいと思っております。

41号、42号それぞれ関連しますので、あわせて質疑をしたいと思っております。それは、この問題はいろ

いる長期にわたって物議を醸してきた案件でありまして、感慨が非常にいろんな意味で深いものがあります。

もともと、あそこの民活エリアの開発構想については、南の国の暖かいイメージをこの寒河江の地に創造するんだということから始まったいわゆるクア・パーク構想でありました。わざわざブラジルまで市長は当時の議長と一緒に視察まで行って、あのイメージを何とかあの地に実現をしたいということからスタートした事業だったわけでありまして、そのことについては、その後具現化されたいろんな当局が発行した資料あるいは宣伝物等にも多々見られまして、つい最近の資料にも美しい交流拠点にあの場所をするんだというふうな位置づけをしております、クア・パーク構想という基本線は崩さないまま今日まで来ているわけでありまして。

ところが、平成11年に土地を売却したときには12社だったわけですが、それがもう半分以下にまで撤退が続いて、残っているのは半分以下という中で、最大の開発者であった中国パールが最大の面積のいわば核となる施設を造成するというふうに喧伝されていた中国パールが、撤退したその跡地をどうするのかというのが最大の関心事であったわけです。

私も、共産党市議団もこの間いつまでも金利負担を市が負い続けるような土地の所有の仕方は正しくないの、何らかの形でさっさと処分すべきだという提案をこの間何回かしてまいりました。そういう意味では、善悪を考えないで判断すれば、この処分はやむを得ないというふうに私は思います。

しかし、行政の長の責任としてのこの問題の決着のつけ方というのは、また別にあるのではないかとこの間に思っています。一つは、あれほど大宣伝して巨大な温泉施設をつくるというふうに言い続けてきた責任はどうなるのかという問題があります。しかも、坪単価が5万円ちょっとですよ。5万6千円ですか。これは破格の値段であります。そして、この近辺の土地の相場と比較しても半分以下、しかもあそこは高速道路に直結しているし、周辺には温泉もあるし、道路も引かれているというふうないわば一等地であります。しかも、リゾート用に造成された土地ということで非常に眺望もいいというふうなところでありまして、そこに一民間会社である自動車学校が進出をすると。どんな理由があつたにしても、これは違和感を感じない人はいないわけでありまして。

寒河江には、そのほかにも自動車学校もう一社ありますけれども、そこの決定するに至ったプロセスがなかなか透明にならない。私少なくとも何かもやかかったような感じをぬぐえないわけでありまして、市長が言い続けてきたクア構想とのかかわりで個々に決定してきたいきさつを、再度やっぱり明らかにすべきではないかというふうに思います。少なくとも購入の希望者については、公開の席で募るべきでなかったんでなかったかというふうに思います。これは、今後現在開発公社が抱えているもとの王将あるいはいちらくの土地の処分についても同じようなことが言えますけれども、何か密室で購入者が決まっていくようなことが受け取られるような手法ではまずいのではないかとこの間に思っています。

それから、いわゆる開発協議会の中で了承を得たということが最大のよりどころになっているようでありまして、実はこの開発協議会というのも本当に少なくなっていて、有名無実化しているような気がします。

そういう意味では、もう少し市全体の意見集約機関というものを立ち上げて、あの周辺の土地の利用、開発をどうするのかということもあわせて協議していく、あるいはそういう手だてをとっていくべきでないかというふうに思いますけれども、そのことについても市長の見解を伺いたいと思います。

以上で第1問終わります。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 クア・パーク構想、温泉を活用した施設というようなことからどうなんだということ
ようなことだろうとまず思いますが、当時の構想としましては、やっぱり県の温泉計画といいますが、
3地域にわたっての、3温泉にわたっての県の構想もありましたし、市といたしまして現在の寒河
江温泉の発展もさることながら、新しい温泉街といいますが、クア・パーク構想というものを打ち上
げてあそこに整備を計画したわけでございます。

けれども、何と言いましてもいろいろ社会の事情というものがあつた中でそこに立地するといよ
うな企業というものがいろいろこれまで働きをかけて、そしてまた話し合いにも応じていただいた数
多くあつたわけでございますけれども、それらがこういう経済情勢の中で実現に至らなかったとい
うことございまして、中国パルもその中で自分の本業ではないにしましても寒河江の気持ちにこた
えようということで計画までしたわけでございますけれども、あのような自主再建申請ですか、やら
れたということで、希望をつないでおつたものがとんざしたと、こういう実態になるわけでござい
ます。

それから自来、いろいろ話もしましたけれども、やっぱりこういう時勢の中では、温泉というもの
を主体としたところの企業というものが張りつかなくつたところございまして、議員からもこの議
会におきまして住宅地に転用してはどうかというような御意見もあつたわけでございますけれども、
私はそれはあそこを寒河江の一つの交通の中核としての寒河江と、あるいは展望のきいたところとか、
あるいはいろいろ先ほど答弁申しあげましたように最上川ふるさと総合公園とか、あるいは寒河江緑
地というようなこととも関連を見ながら、そしてまたスマートインターチェンジを誘致したとい
うこともあつて、これからの交通というようなこと的手段といいますが、交通産業といいますが、そ
ういう分野というものを考えるという場合に、今回の寒河江自動車学校が移転ということで、新しい法律
の中でほかに先駆けて立地したいという話の中で、これをここに張りつけようという、立地したと
ころでございます。

私は、ですから当地方におけるところの交通の中核交流地点を十分に生かして、当初見込んだと
ころの温泉そのものというものではなくとも、それらについてはこういう施設が現時点においては本
当に必要な、あるいは地域の活性化につながるものという考え方で進んでおるわけでございまして、民
活会議等々におきましてもこれらを了承していただいて、やはりあの地、パークの活用というものに
大きくつながっていくということの観点から御了承をいただいたものと、このように思つておるわ
けでございます。

市民におきましても、これらについての御理解というものを、十分私は得られると思つておりま
すし、喜ばれるものだろうと、このように思つておりまして、これが将来の寒河江市の発展とい
うようにつながっていくだろうと、このように思つておるところでございます。

以上です。

○新宮征一議長 遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員 一般論として、寒河江市の活性化あるいは拠点都市としての寒河江市の発展とい
うことに関してはさほど問題でないわけでありまして、あその土地の活用について今私はお聞きをした
わけですが、いわゆるリゾート施設という位置づけ、それからクア、いわゆる温泉を活用した施設と

いうふうな公園、パークですから、という本来の所期の計画から照らして、あそこの地に自動車学校来ること自体がどうなのかという素朴な疑問なわけであります。この件に関して一つ一つ、例えば住民投票するようなことにはいかないわけです。だから、支持しているかないかなんていうのはわからないわけですから、そんなことを市長は言うべきでないと思います。

もともと、そういうふうな主張してきた側がちゃんと説明責任を果たすということが、今何より大事なのではないかというふうに思っているわけで、その点から照らしてどうもぬぐえない疑念があるわけであります。自動車学校というのは、ほとんど上物がないわけです。教習所ぐらいなもので、学科の方の勉強する、あるいは試験をする場所程度が上物で、あとはもう土木構造物ですよ、ほとんど。信号、道路、築山等々の。それがあそこの一角に最大の面積をもって鎮座するということが、景観上あるいはあの一帯の趣旨に合致しないのではないかというふうに私は思っています。

それでも、私は処分するのはしようがないというふうに思っています。ただ、これは市長はそうは言えないわけです。なぜなら、さっきも言ったようにそうやって推進してきた側ですので、やっぱりあれは間違っていたと、あるいは見通しを謝っていたということを率直に言った上で、ああいうふうな処分をすべきでないかというふうに思っているわけであります。そこをあいまいにしてずるずると今まで来たわけですから、この際いい機会ですので、きっぱりと改めてそのことを表明していただきたい。

住宅地にした方がいいのではないかという提案は、私だけではなかったんです。今はもう亡くなっていますけど、安孫子市美夫議員もこの本会議の一般質問で、市長の与党ですよ、安孫子市美夫議員も同じような趣旨の一般質問をやっているんです。与党の議員からもそういう提案や意見が出ている中で、それを考えもしないと、歯牙にもかけないという態度で突っ走ってきた結果がこれなわけですので、やっぱりその政治責任というのは軽くはないというふうに思います。

それから、引き合いがあるというふうにこれまでも何度も議会の会議録にも載っていますが、耳がたこになるほど聞きました。しかし、具体的に名前が上がったのは一つもないんです。これは確かめようがないわけです。過去に名前が上がったのは常磐興産とか、とにかく中パの前はまず取っかえ引っかえ名前出てきてその都度消えていったわけですけども、そもそもその時点からこの構想には無理があるというふうにだれもが考えたわけです。そういうことを経験しているにもかかわらず、クア構想を今もやるというふうに言ってきた責任、これはやっぱり市長には明確にしていきたい。

それから、第1問でお聞きした残地をどうするのかと。現在開発公社が抱えていますけど、やっぱりこれは広く市民から意見を募って、そしてその活用については考えていくと。市長の専決事項みたいにしてやってきているわけですけど、そうでなくて、もう少し広く民意を問うというふうな手法に切りかえるべきではないかと、これを機会に、というふうに御提案をしたいと思いますけれども、それについての御意見を伺いたいと思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 寒河江は当地域におけるところの、あるいは山形県の中におきましても交流拠点基地だというような認識というものが私はあるかなと、こう思っております。それですから、そういうものを生かすということが私は必要だろうとまず一つ思っております。

そういう中でいろいろ交流と、あるいは人口なり、あるいは産業の交流というものが図られるということが必要だろうと、このように思っております。そういう交流の中で寒河江市に定住するとい

うような方々もふえてきているのじゃなからうかなと、こういうふうに思っております。ですから、高速道路なりにしましても、あるいはそれにアクセスするところの幹線道路の整備にいたしましても、あるいはまた17年度で終わりましたが、駅前を中心市街地の整備にいたしましても、それらと一体となって交流拠点基地というような寒河江の位置づけというものを、これをしていかなくちゃならないと。

そしてまた、やっぱり18年度に向けての施政方針の中にも、これからはなお一層観光というものを力をつけてまいろうと、こういうことを申し上げておりますが、あるいはまたその中での温泉というものをより一層寒河江の温泉というようなことをしようという気持ちを、民間と一体となってやっていこうという気持ちは変わらないわけですが、じゃこれまでの構想というものを進めてクア・パークということを進進してきたわけですが、いかんせんこれまでいろいろな方たちと話し合いを、引き合いをやってきたわけですが、

けれども、現在これは何も他にどうのこうのというわけじゃございませんけれども、山形県の場合ですとどこも44市町村の中で温泉が全部わき出ているということもありまして、温泉というものに対するところのこれからそれを活用したホテルなり旅館というものが非常に厳しい状況にあるのじゃなからうかなと、そしてまた経済の、あるいは金融面での流れというものが非常に厳しくなってきたということも相まって、当初の計画というものが必ずしもその方向に実現していなかった中で今日を迎えた。

そうすれば、やっぱり先ほど申し上げたような中で、交流拠点あるいは新しいところの魅力と申しますが、新しいところの事業の中でこれを開拓していくということも一つの大きな選択であろうと、このように思っておるわけですが、何回も言うようですけれども、これが高速道なり、あるいはスマートインターなりだというようなこととか、あるいはさらに結びつきながら多くの方たちの交流の中で、寒河江市にまた一つの元気を出してくるところの要因が出てくるんだらうと、このように思っておるわけですが、そういう面につきましての市民の理解というようなものは、当然あそこの利用についての御理解というものは、私はちょうだいでできるものだろうと思っておりますし、いろいろこれまで話を聞いて報道された中で御意見等も立てますと、ああ、なるほどと、こういうふうに納得されて、それを推進すべきだというようなことの話を受けているところでございます。

そしてまた、これからの未処分の土地もあるわけですが、それらについてもいろいろこれから話し合いをした中で、十分あそこに今言ったような趣旨にふさわしいようなものを立地されることを、今期待して努力しているさなかでございます。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにございせんか。川越孝男議員。

○川越孝男議員 用地買い戻しをして、そして市民の税金で金利負担をしなければならなかった用地でありまして、これを処分するというふうなことは大変歓迎することです。担当者の御苦勞もあつたんであるなというふうに思います。しかし、処分は何でもいいというふうなものではないというふうに思いますので、それが適切であるかどうかをやっぱり議会で付されているわけでありまして、それを判断するのが私どもの役割であるというふうに思っています。そういう観点から、幾つかお尋ねをしたいと思います。

まず、四つに分割した理由、これは先ほど述べられました。自動車学校の方の事情でというふうな

ことで、取締役らがそれぞれ買うために四つに分割したんだというふうな話であったわけでありませぬ。

そこで、幾つかお尋ねしますが、図面番号2番、3番、4番、これが1,539.04から1,539.03平米としたこの根拠、これをまず教えていただきたいというふうに思います。

それから、先ほども市長の提案理由の説明では、買った土地の使用目的というのは明らかにされませんでした。それから、この議案書の中でも民活用地を処分するというふうなことだけでありましたが、地域振興課長は自動車学校というふうなことがありましたので、改めてお尋ねしますが、買った土地の使用目的は何なのか、そしてその整備をしていく事業計画を示していただきたい。前の議会の懇談会の際にも計画を口頭では説明あったわけでありませぬけれども、ここ土地を処分するという議案が上程されている段階でありますので、事業計画を示していただきたいと申します。

それから、先ほども質問も出ていますが、法人と個人、これらの方々に土地を分譲するわけでありませぬけれども、自動車学校として一体的使用というふうなことを先ほど申されました。しかし、附属資料として配付されています契約書4通を見ましても、自動車学校のために個人が買う土地も一体的使用というふうなことが担保されていません、契約書を見る限り。従って、もっと何らかの取り交わしがあるのかどうかも含めて、この点お聞かせをいただきたいと申します。

それから、契約書の第3条、使用目的、「クア・パーク施設（関連施設を含む）として使用する」というふうになっておるわけでありませぬけれども、クア・パーク施設というのはどういう施設なのか、自動車学校がこの3条にいう目的に合致しているのかどうか、端的に、しているのかしていないのかお聞かせをいただきたいと申します。

それから、あの場所、あの土地、1万坪の土地というのは、チェリークア・パークの中でも、先ほども出ていますが、中核施設を担う事業者が張りつくというふうな形で進めてきたわけでありませぬけれども、もちろん市の主要プロジェクトです、チェリークア・パーク開発というのは。そういう中で、実際企業の選定、選択などもその民活連絡推進会の意向を得てというふうな形になっているわけでありませぬけれども、先ほど市長もそういう答弁されておりました。ところが、先ほどの遠藤さんの質問にもあったんですが、当初は12社だったわけでありませぬけれども、現在は返還などもあって6社です、土地を持っている民活連絡会を構成している企業の方は。事務局を担っている市を除いては6社なんです。しかし、今回株式会社寒河江自動車学校、法人が1、取締役がさらに3人、個人の立場で土地を取得することによって、土地所有者10人になりますけれども、10人中過半数の5区画の所有者が同一企業の役員というふうになるんです。そして、その民活連絡会が次の事業もこうしよう、ああしようというようなことを決めていくと、この間そういうふうな形になっています。

いうふうなことからすれば、いかななものかなというふうなことで先ほど遠藤議員からもありましたように、今企業から土地の解約で市に戻され、市が今開発公社に管理を任せているもとの王将の分あるいは湯坊いちらくの土地、これらについてもそういうふうな形で民活連絡会の中で物事を進めていくというふうになる。あるいは、一つの企業の取締役や何かが5人いるというふうなことになると申すと、極めて透明性に欠けるのではないかというふうなことで、もっと広く民意を反映した形の中で今後の企業の選定などをしていく、そういう機関といいますか、組織といいますか、ルールといいますか、そういうものを立ち上げるべきでないかというふうな提案あったわけでありませぬけれども、市長からは答えがありませんでした。私もこの点についてぜひつくて、そして市民に理解されるような形にしていくべきだというふうに思いますが、改めて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思いま

す。

それから、これはこの前の議会でも申しあげているんですが、先ほど遠藤さんからもありました。メインの場所に自動車学校を誘致というのは、あのチェリークア・パーク構想を進めていく上で本当に影響ないのか。寒河江市全体の活性化や何かになるというふうな市長からお話ありましたけれども、本当に市民の皆さんが、私に聞こえてくるのは心配の声もいっぱい聞こえてくるわけなんです。ところが、市長は市民にも理解をしていただけると思う、喜んでいただけるというふうに思うというふうにおっしゃっていますけれども、本当に影響というのはどういうふうに受けとめているのか、改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、寒河江自動車学校の法人登記をとってみました。その目的では、自動車学校の経営、二つ目、喫茶店及び飲食店の経営、三つ目、旅館の経営、そして四つとして前各号に附帯関連する一切の業務というふうになっているんです。もう旅館業もするというふうに会社の性格をそういうふうにされているわけでありましてけれども、この目的に沿った事業計画などもお持ちになっているのかどうか。もう会社自体がそういうふうなこともいうふうになっているんです。というふうなことで、この点についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、自動車学校にとって法人内部の事情があって、法人では全部買えないというようなことで、個人にも分譲というふうなことであったわけでありましてけれども、それは先ほど申しあげましたように、その部分、一体的利用というのは契約書見る限りにはありません。従って、本当にだれでもあの土地を民間人が取得をして自動車学校に協力するというのであれば、取締役に限らずそういうものだというふうに広く市の公有財産でありますし、普通財産の処分の原則からしてもその目的に合致したものであるならば、広く市民が参加できるものをすべきではないかなというふうに思います。従って、この三つ、本当に三つの升民間人に持ってもらうなきゃだめだというのであれば、そういうふうなことも可能であろうというふうに思います。

しかし、そういうふうなことをしないでやってきている。これは、また市長から昔のことを持ち出してと言われるかもしれませんが、チェリーランドさがえ、第三セクター立ち上げたときもいろいろあって、結果的に個人の株主もなっているわけです、今の。と同じように、今回もこういう自動車学校に市の公有財産を処分する際に民間人が入るといのはいかがなものか。するとしたら、もっと公平で市民が参加できる場を設けるべきでなかったのかなというふうに思いますが、この点についてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、このチェリークア・パークの土地を取得をして株式会社寒河江自動車学校が自動車学校を経営するんだというふうに思いますが、そうした場合高瀬山でやっている自動車学校、これと二つということはないというふうに思います。やめるのではないかなというふうに思いますけれども、現在の施設の今後の活用、当然にして、この秋に新しい方を始めるというようなことであれば、土地の利用計画上の協議なども行政としてなされているのではないかなというふうに思いますが、この辺についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。（「関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）

関係あります。この土地を取得して事業をするというんだから。というふうなことでお聞かせを、高瀬山の自動車学校の総面積というのはいくらあるのかもお聞かせをいただきたいと思います。

あと今回中国パールから買い戻しをした土地については、寒河江市が金利負担した分、これを価格に上乗せをして分譲するという契約になっています。それで、今後の王将といちらくの分、これも寒

河江市の名義にもちろん登記上はなっていますね。そして、こっちに、市に戻されて市が管理を開発公社にさせているというようなことでありますけれども、実質的に寒河江市の一般会計からの金利負担はなっていませんけれども、開発公社全体から見れば、それはそのために金は借りていないというふうに前に言われたことはありますけれども、当然そこのそういうふうに戻されている土地を今後処分する際と今回との関係で、金利の部分についてはどのように整合性といいますが、考えているのか、この点をまずお聞かせをいただいて1問目の質問といたします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 何点が御質問がございましたが、一体的な使用ということで譲り受け人との話し合いもなっておりますし、また3名とも現在の自動車学校の代表取締役あるいは取締役を担っておるわけでございまして、そういう中ででの今回の道路交通法ですか、の改正に伴うところの新たな事業を付加していくということで運転免許にしていくというようなこともありまして、現在の自動車学校からこちらの方に移転するという計画でおるわけでございますので、先ほどから申しあげましたように、他に先駆けてこういう事業に取り組む、そしてまた寒河江の交流拠点都市としての位置づけにはふさわしいものだなと、こういうことで譲渡するということを考えて契約を結んだところでございます。

それから、民活会議の話が出ましたけれども、これはこれまでもいろいろ今議会におきましても議論をいただいておりますのでございまして、けれども民活会議のありようについては今さら申す、プラスして申しあげるようなこともないわけでございますけれども、あそこで事業を展開しようということで、そして土地の分譲をしてもらった企業等の方々で話し合いをして、そしてまた、ただ事業をどう展開するかということのみならず、やはり広く寒河江の発展というようなものに、どのようにして貢献するかというようなことも話し合いながら民活会議を開催し、あるいは議論をしておるわけでございます。

ですからこそ、今回の自動車学校につきましても意見を徴したところでございまして、それにつきましては御賛同を得ておるわけでございます。ですから、あそこを譲り受けた方々がそういう視野の中で個々の全体のクア・パークなり、あるいはふるさと総合公園なりというようなものとどう一体として生かしていくかという考えに立っての御判断もいただいているというように私は理解しております。

その他につきましては助役なり、あるいは開発公社の理事長あるいは担当の方から申しあげたいと思います。

○新宮征一議長 助役。

○荒木 恒助役 私から、2点ほど申しあげたいというふうに思います。

最初に、今回資料で出している分譲契約の先ほどの第3条の使用目的のことがございました。確かに第3条に使用目的ということでこの分譲土地をクア・パーク施設（関連施設を含む）として使用するものとするというふうに規定しております。それが自動車学校がクア・パークでは、クアではないのではないかという趣旨かなというふうに思いますけれども、市としてはこのクア・パークというのはサービスエリア、それから民間施設、民間エリアすべてです。それから、ふるさと総合公園を含めたあの一帯をこれまでクア・パークということをお願いしてきました。そういうことで、今回民間施設の中に自動車学校であろうともそのエリア内での施設ということで第3条にクア・パーク関連施設というように規定をしたということでございます。

それから、もう一点の今開発公社が所有している土地、以前の王将、それからいちらくに分譲して解約になって公社の方に戻した土地がございます。この土地についても今いろいろとお話をしております、その民間事業者が決定された段階で市の方で今回と同じように公社から購入して、そして民間の事業者に処分をするというような計画であります。そのときの金利の負担ということがありましたけども、現在公社が持っている土地については、公社としては金利のかからない資金、いわゆる自己資金で求めているということでありまして、これまでも今後市の方で事業者が決まって市の方に処分するときにも金利を負担していないので、土地代そのもので市の方に処分をしようというような考えは今も変わってはおりません。従って、市の方では金利なしの公社から購入したその額で処分されるというように思っております。

以上、2点だけ私から申し上げます。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 それでは、最初に面積のあん分がどういう根拠でされたのかということについてであります、前の議員懇談会のときも申しあげましたけれども、学校の方からの申し入れによりまして全体の8,600を法人の方で、残りは個人でということで、1,400が個人になったわけですけども、それを平等に役員3名が3分割したということでありまして、学校からの申し入れであります。

それから、事業計画の内容については、議員懇談会のときも申しあげましたけれども、新しく道路交通法が一部改正になりまして、免許制度が普通車と大型が、普通車と中形と大型という形で大きく改正されまして、それが2007年6月までに改正されると、どうしても今年度中にその新制度に合ったコースづくりをしなければならないということで、それからあと幅員も変わりますし、外周コースが10メートルから14メートルに拡幅をしたいということなど、それから大型車の事故に対応したところの水を流した路面でスリップ体験ができるスキッドコースなど、そういう面積のとりコース、それからあとこれまでは普通車用のコースと自動2輪コースと一緒にやっておったんですけども、それを今後の対応としては自動2輪は自動2輪として、別に分離したところにコースをつくり対応したいというようなことなどから、1万坪を全体的に使用するというところをお聞きしているところであります。

それから、学校の敷地の面積でありますけれども、現在の自動車学校の敷地は約6,000坪と聞いているところであります。それで、跡地利用についても質問ありましたけれども、現在の自動車学校の跡地利用については現段階で会社の中で跡地利用を検討したいということで、10月移転ごろまでには決めたいということで今検討されているようであります。

それから、あと会社の、自動車学校の事業の目的でありますけれども、先ほど定款の中のいろいろ旅館とか飲食店の経営ということが定款の中にあるということでありまして、現段階ではその1万坪のところそういう施設は考えていないということで、新たな新制度に対応したところの教習所のみをやりたいということを聞いているところであります。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 ちょっと項目が多かったんで、抜けている点もあるんで、再度お尋ねしたいんですが、これ自動車学校として法人と個人が買うのも一体的に使うんだというふうなことでですけども、契約書を見る限り担保になっていないのね、そのことが。ないんです。

ということで、ここの点をお聞かせをいただきたいということと、それからクア・パーク施設、第3条の関係ですけども、今の助役の答弁からするとあのエリアにつくったものであれば何でも、じ

ゃチェリークア・パーク施設だというふうに私受けとめたんです、先ほどのやつ。自動車学校であっても何であってもあのエリアにつくったものはすべてです。そういうふうになったら、ちょっと違うのでないかというふうに私思うんです。

この第3条というのは、私の理解が間違っているのかどうかですけれども、それはそれでこうこうこういうものというようなことがあるんだというふうに思うんです、クア・パーク施設というのが。そして、それに関連する施設とわざわざ括弧書きしているわけですから、あのエリアにつくれば何でもいいというものではないというふうに思うんですが、ここが契約書の解釈の仕方として極めて問題な部分だなというふうに思ったんで、これは何か説明が不足だったのかなとも思いますので、再度この点をお聞かせをいただきたいというふうに思います。

そうでないと、第9条などで目的外の使用の禁止をしたって、あの施設につくった限りは何でもいいということになって、この条文は要らなくなるわけです。いうふうなことで、ちょっとこれは非常におかしいなというふうに思いますので、再度お聞かせをいただきたいと思います。

そして、これまでもさまざま買い戻し特約や目的外使用、あるいは2年以内に着工して3年以内に営業しなければならないなどそれぞれ条文ではあるんですけども、実際そこまででなくて、工事もしない、土地そのまま、だけども買い戻しするととなると寒河江市で財政的に金がない。一たん買い戻しする金がない。というような中でそのままにしているという買い戻し特約期限は切れちゃう。切れるというと、今度民民の売買というふうにこれまでなってきたわけですね。そうすると民民の売買になると、そのときにはさまざまなこういう契約の条件が継続していかないという、この結果が今日的な滝の湯の土地だってああいう状態になっているわけですね。

従ってこういうふうなこと、今回自動車学校はならないんだろうというふうに思うんですけれども、そういう契約のこれまでやってきて実効がない、形骸化している、そして全く困った状態になっているというこういう状況を見て、今回の条文の中でこのままではだめだなというふうに思う箇所あるのではないかなというふうに思うんですけれども、その辺の考え方もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

まず、2問とします。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 クア・パークというような概念とありますが、考え方というようなこととの今回の立地しているところの自動車学校との関連というようなことであろうと思いますけれども、やはり温泉ということだけでは経済情勢なり、あるいは温泉状況なりというようなものについては、それオンリーというもののだけの考えでは非常に厳しいということになってきているんだというようなことは、先ほどの議員の方からの質問につきましても答弁申しあげて、ですから地域を活性化させる、あるいは交流拠点というようなことを生かすという分野と、それとあわせて車、人の交流というものを盛んにさせるという中で、クア・パークというものの実を上げていこうということを考えたわけでございます。

こういう考え方につきましては、これまでのこの議会の場におきましても申しあげてきたところでございまして、何年来の御議論の中でそういう考えをお示して、私は皆様、議員の方からも御理解はちょうだいしておるというふうに理解しておるところでございます。

そのほかにつきましては、担当から答弁させていただきます。

○新宮征一議長 助役。

○荒木 恒助役 契約書の第3条の件でありますけども、契約書を資料として出しております。この契約書の表題についても寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約書というような表題にしております。

従って、先ほども申しあげましたけども、市ではクア・パークというのはあの民活エリアだけでなく、すべてのエリア、サービスエリアも含めて民活エリアも含めて、それからふるさと総合公園を含めてあのエリア全体をクア・パークといっているということからして、第3条でその中の施設ということで規定をしたということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 一体的に使用することが担保されていないのではないかとということについてお答えいたします。

1万坪の敷地につきましては、先ほど申しあげましたように、新たな自動車運転免許制度に対応しました教習所として移転するものでありまして、敷地全体を一体的に所有するというで現在公安委員会と設計協議中であります。それも私の方で見させていただいているわけですけども、間違いなく一体的に全体が使用されるという内容を見させていただきましたので、中には別に明記をする必要がないと判断しましたので、入れていなかったところでございます。

それから、万が一事業が途中で進まなくなった場合のということがあったわけですけども、これはこれまでも懇談会でも申しましたし、あと議会の中でも何回か申しあげてきたことではありますが、事業が確実に実行される段階までに協議しまして、土地だけを売るということではなくて、建物も全体が整備されるという段階で分譲契約をするということをこれまでも申しあげてきたところでありますが、今回はそういうことで4月早々早期に着工したいというようなこともありまして、特別の条項等は必要でないと判断したわけではありますが、12条に買い戻しの特約条項をあえて入れまして、21年9月30日までもし事業がならなかった場合は買い戻しをするという条項を入れているところでありまして、あす所有権の移転登記の段階で第一に買い戻しの特約登記は入れる予定をしているところであります。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 本当に、極めてこういう土地の売買契約というものを一般市民の人から見ても、あるいはこういう専門家、こういう取引をしている人、専門家の人も見ても、この3条の目的というふうなのが、使用目的がクア・パーク施設（関連施設を含む）として、こういう施設で目的外使用というのが9条にあって、もしそれを変更する場合には書面で市長の許可を得れば別なものでいいと、こういうふうになっておるんです。あそこのエリアにつくるものであれば、すべて施設なんですといえばこの9条要らなくなるだろうなというふうに思うし、極めて単純な疑問です。そういうものを謙虚に受けとめて対応してもらわないというと、何か当局の説明が言いわけがましくなって、かえっておかしくなるなというふうな感じをしていますので、ぜひその辺は受けとめていただきたいというふうに思います。

それから、金利の関係もこれも何回もこれまでも議論してきたものです。今行政ももっともっと企業感覚を持ってというふうなことで言われています。開発公社内部留保資金使ったから金利かからないんだという、そういう開発公社の経営やってたらこれまたおかしなことであって、その部分別な事業に回せるわけですから、内部留保資金だって別な事業に回せるんだ、市から委託受けたやつに。い

うふうなことからすれば、これはもう今の時代感覚に合わない物の考え方だというふうなこと、そして今回こういうふうな形で金利負担をして中パの1万坪を売るというようなことであれば、そこの整合性も考えてもやっぱり改めていくべきだということをお願いして、何かあれば見解をお聞かせをいただきたい、その部分については、と思います。また別な機会で、この問題は申しあげていきたいというふうに思います。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。柏倉信一議員。

○柏倉信一議員 この案件に関しては、市長が再三の答弁の中で、周りの状況も大分変わってきているしというような意味合いの答弁をお聞きをしておるわけですが、確かに状況をよく見ると、大分変わっているのかなという気はするわけですね。

一つは、ふるさと総合公園が指定管理者制度の指定を受けた、あるいはストリートスポーツの会場が6月にオープンする、あるいは工業団地の企業をさらに誘致するなり、あるいは今の企業を守っていくなりと、また行革の断行中と、さまざまな観点から判断した中でこのたびの案件に対して、結論づけていけなくちゃいけないんだろうなというふうに思いますけど、予算委員会にも付託される中ですが、立场上予算委員会では質疑はできないと思いますんで、端的に三つほど聞かせていただきたいというふうに思います。

一つは、先ほど来地域振興課長からの説明の中で、平成19年度からの法改正に伴って、新大型免許あるいは自動2輪あるいはスキッドコース等々に対応できる施設を建設する予定なんだというような答弁をいただきました。私が調べた感じでは、こういうコースというのは県内では初めての感じかな、あるいはほとんど余りないのかなというふうに聞いております。資金的な問題あるいは企業企業の事情等々があって、なかなか対応できるような自動車学校はないというふうに聞いておるわけですが、私の聞いておる情報が間違いないのかどうか。県内にあるかないかというふうなところまでいくと答弁できるかどうかわかりませんが、いずれにしても相当新しい対応ができる施設なんだというようなことなのかどうか。

それから、この自動車学校という業種の関係上、これもこれまでにいろんな意味で案件として問題になっているわけですが、スマートインターが今臨時で開設されているわけですが、常時開設というようなことでこれまでも頑張ってきた経緯があります。自動車学校ということであれば当然のことながら高速道路での運転は義務づけられているわけですが、今現在は寒河江自動車学校はどこから乗り入れしているのか、そしてまたここに新たに誘致された場合スマートインターを活用できるのかどうか、または活用した場合どの程度の台数が見込まれるのか。たしか私の記憶では、今現在は大体380台ぐらい平均だというようなことを聞いた記憶がありますし、そしてまた常時開設ということになると500台ぐらいにならないとなかなか難しいんだというような当局から説明を聞いた記憶があるんですが、その辺も踏まえた中で数字がわかれば答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、先ほどこれまでの金利負担の問題が質疑にありました。地域振興課長の話では、2,454万ばかりこれまで市として利子負担をしていると。当然のことながら、売らないでおけばだんだん、だんだん金利がかさむわけですが、またなお売りづらくなるというふうな状況が想定されるわけですが、年で見した場合どの程度の利子負担になるのか。

以上、3点について質疑をさせていただきます。

○新宮征一議長 地域振興課長。

○尾形清一地域振興課長 スマートインターの方の利用の効果でありますけども、2月現在の平均の利用台数は298台が1日平均利用しております、自動車学校は寒河江の自動車学校を出まして寒河江インターから上がって自動車講習していると。今自動車の免許を取る方は、必ず高速の講習が義務づけられておりますので、クア・パークの方に移られれば、当然直近のところのスマートインターからの利用になるかと思えます。それで、自動車学校は夏休みの7月、8月と12月から3月が繁忙期でありますけども、その繁忙期は40台ぐらい平均乗りおりするようになるのではないかと聞いております。現在は自動車学校の台数は、自動2輪、それから普通車、大型含めて60台所有しているということ聞いていますけども、年間を通した平均ではちょっとまだ私の方で聞いていなかったんで、承知していないところであります。

それから、金利については年の金利は0.6でここ近年、短期で回しております0.6で今年の方も計算されております。

新しい免許制度に対応した講習は、県内では1カ所ほど、学校を6カ月間ほど休んで整備したところがあるということは聞いていますけども、そのほかはまだ聞いていないところであります。なかなか新制度に対応したコースづくりとなりますと面積が膨大になりまして、現在地に整備するにはやっぱり半年ぐらい休んで整備するか、もしくは新規にこのように新たな場所を見つけてやるということになるんで、なかなか今後どのように設置されるのかという予測は難しいかと思っています。

○新宮征一議長 ほかにございませんか。内藤 明議員。

○内藤 明議員 私も建設委員であります、1点だけ市長にお尋ねをします。

これまでも出ておりますので、なるべく繰り返すことを避けたいなというふうに思っておったんですが、どうしても市長の口から明らかにされていないことがありますので、端的にお尋ねをしたいというふうに思います。

今回のこの提案されています分譲契約書に関してなんですが、私の思いからしますと売れてよかったなと、こういうふうな思いがございます。その反面、遠藤さんからありましたように、この際やっぱりいろんな経過がありましたけれども、当初計画をしたクア・パーク構想からすると相当違ったようになってきております。

バラ色の構想を描いて、それを市民に明示をしてきたわけでありまして、これは行政をあずかる長としてきちっとしたやっぱり政治的な責任を明らかにしておくべきではないのかなと、こういうふうに思っております。いわゆる最近言われておりますところの結果責任ということからしますと、それは私は当然あってしかるべきというふうに思いますが、今具体的に自動車学校にこの土地が売られることによって今後クア・パーク構想の当初の描いた計画がもうできなくなる、破綻するわけでありまして、そうしたところの政治責任をきちっと明らかにしてほしいというふうに考えますが、市長の御見解を改めて伺いたいというふうに思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 時代といいですか、取り巻く諸情勢というのは、これは大変な変化だろうと、こう思っております、それにいかに対応していくかと、こういうこともこれも一つの地方自治体をあずかる者としての責任だろうと、このように思っております。（「そのとおりだ」の声あり）

ですから、クア・パーク構想というのは大分以前になるわけでございますけれども、その後ふるさと総合公園なり、あるいは緑地というものをつくって、そしてまた花、緑、せせらぎのまちにふさわ

しいようなイベントを開催するとか、あるいはさらに今度はあそこをスポーツレクリエーションの基地にしていこうというような考え方にこれは変わらざるを得ないし、あるいはまた国のスマートインターチェンジというようなものが、現段階では社会的実験でございますけれど、そういう中でさらに高速道路というものを生かすというような地域づくり、あるいはサービスエリアを生かすところの地域づくりというものが打ち出されておるわけでございますから、それに対応して寒河江市としてはあのエリアごとそれに適合させていく、そしてクア・パーク構想にプラスアルファといいますか、あるいはクア・パーク構想の中とマッチさせながらこれを地域発展に結びつけるかというようなことが、これは申しあげましたように私首長としての責任だろうと、こう思っております。

ですから、情勢というものはこれは変わる。それを守ることも必要ですけども、それに変わった中でどう生き延びていくかというような活用をあらゆる資源をどう生かしていくかということもこれは市長の責任だろうと、こう思っております。そして、現在のみならず将来に向けて当市の発展を約束されるようなものをどのようにつくっていくかということも、これも私の市政をあずかる者としては当然考えていかなくちゃならないものだろうと、こう思っております。そういう意味で今回の契約をしたということでございまして、これは将来の寒河江におきましても県内の寒河江市におけるこの位置づけの中でも私はこれは適切な措置だと、このように思っております。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 こんなことで何回も議論したくないんですが、市長の言われることもわからないこともないんですが、ただ長というのは政治家でありますから、市長のようにずっとやっていきますと計画なんていうのは要らなくなってしまうんですね。なし崩し的にずっとやっていって、それでたどり着いたところが合格点だったなんていうんであっては、判断する材料というか、市民がどういうふうにもその結果を受けとめるかということになるんだろうというふうに思いますけれども、そういうふうなことであってはならないというふうに私は思うんです。やっぱり一定の計画を示して、それが至らなかった場合に、きちっと長としての政治的な責任を明らかにする中で、この後どういうふうにするかということを示すべきだというふうに私は思います。

時代が移り変わる。確かに移り変わっています。しかし、それを見通すことも私は長の責任であるというふうに思います。それが見通せなかったということであれば、やっぱり私は長としての不明であろうというふうに思いますけれども、それに対する政治責任を私は問っているわけありますから、ぜひこの際明らかにして、きちっとした方向性を立てるべきだというふうに考えますが、改めて市長の御見解を伺いたいというふうに思います。

○新宮征一議長 佐藤市長。

○佐藤誠六市長 これまでも今年が、17年度が第4次振興計画の最後の年で、取りまとめの年で、その総括につきましても今議会におきましても議論され、あるいは答弁申しあげておるところでございます。そしてまた第5次振興計画というものの寒河江市の将来の姿というものを描いて市民に大きく知っていただきまして、そしてまたそれに対する御意見などもちょうだいしておるわけでございます。

ですから、市長が独自にやってきておるとか、あるいは市民の意見を聞かずにやってきておるんだろうとかということじゃございません。十分御議論をいただいた中で将来の姿、あるいはそして、その中での具体的な施策というものにつきましても展開をしてここまで来ておると、こういうことなわ

けでございまして、それが現在でありまして、また将来の寒河江の基盤あるいは資源というものをいかに活用していくかということも私、あずかる者としてやっていかなくちゃならないと、このように思って取り組んできたところでございますし、これからもそのように進めてまいりたいと、このように思っております。

○新宮征一議長 内藤 明議員。

○内藤 明議員 それは市長の手法かもわかりませんが、政治家としては計画を持ってやるとすれば、それを例えば変更する場合には、あるいは大きく変わる場合には、そうした中での政治的な責任をきちっと明確にした上で、それで取り組むべきだということを言っているわけであって、そういうことも理解できないというふうになりますと、私はどういうふうに申しあげたらいいのかわかりませんが、私はそれが長としてのあるべき姿なのではないのだろうか、こういうふうに思っております。（「そのとおりだ」の声あり）

これ以上お尋ねしても、多分同じような答弁だろうというふうに思います。それは佐藤市長の資質だなというふうに私は思っていますけども、ぜひこういうふうな意見を踏まえて、謙虚に受けとめていただきながら対処をしていただけることを今後お願いをしておきたいなと、こういうふうに改めて申しあげておきたいと思えます。

○新宮征一議長 ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第42号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

予算特別委員会設置

○新宮征一議長 日程第7、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第41号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第41号については、議長を除く20人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

委員会付託

○新宮征一議長 日程第8、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委員会	付託案件
建設経済委員会	議第42号
予算特別委員会	議第41号

○新宮征一議長 この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午後2時20分

○新宮征一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

平成18年3月第1回臨時会

委員会審査の経過並びに結果報告

○新宮征一議長 日程第9、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済委員長報告

○新宮征一議長 最初に、建設経済委員長の報告を求めます。9番鈴木建設経済委員長。

〔鈴木賢也建設経済委員長 登壇〕

○鈴木賢也建設経済委員長 建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、本日午前11時29分から議会第4会議室において委員7名全員出席、当局より関係課長等出席のもと開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第42号の1案件であります。

審査の内容を申し上げます。

議第42号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より、この間複数の引き合いがあったということだが、寒河江自動車学校に決定したいきさつと理由についての問いがあり、当局より、大型ショッピングセンター、パチンコを主体としたレジャー複合施設、競艇、競輪のサテライト、アウトレットモール、スーパー銭湯などから引き合いがありました。自動車学校を選定した理由としては、道路交通法改正により、大型の免許に対応できなくなることや、地元の自動車学校でもあり、また交通安全教室など地域に貢献していきたいとのことで、公共性も高いことから決定したものですとの答弁がありました。

委員より、自動車学校が現在の土地を売る場合、税制面で優遇措置などはあるのかとの問いがあり、当局より、民間同士の売買になりますのでありませんとの答弁がありました。

委員より、契約書第8条の2のその他隠れた瑕疵のあることを発見してもとはどういうことを想定しているのかとの問いがあり、当局より、瑕疵担保責任のことであり、面積が違うとか分譲地の内部に産業廃棄物などを発見した場合などを想定しているものでありますとの答弁がありました。

途中休憩を挟み、会議を再開いたしました。議第42号についてはほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

大変失礼いたしました。スーパー銭湯をスーパー銭湯と直します。

以上で、建設経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

予算特別委員長報告

○新宮征一議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

11番柏倉予算特別委員長。

〔柏倉信一予算特別委員長 登壇〕

○柏倉信一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、本日午前11時20分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長出席のもと開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第41号平成17年度寒河江市一般会計補正予算（第8号）であります。

議第41号を議題とし、議案説明を省略して質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

チェリークア・パーク内の都市計画税の賦課及び下水道受益者負担金について質疑があり、それぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん休憩いたしました。

次に、本日午後2時10分から本議場において委員20名全員出席、当局からは市長を初め助役、収入役及び関係課長出席のもと本特別委員会を再開いたしました。

議第41号を議題とし、総務分科会委員長及び建設経済分科会委員長より、それぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りましたが、質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第41号については多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について報告を終わります。

質疑・討論・採決

○新宮征一議長 日程第10、これより質疑、討論、採決に入ります。

議第41号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

(「省略」と呼ぶ者あり)

討論を省略いたします。

これより議第41号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第41号は原案のとおり可決されました。

議第42号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。川越議員。

○川越孝男議員 42号についての委員長の報告にお尋ねをしたいというふうに思います。

というのは、本会議でも寒河江チェリークア・パーク民活エリア分譲契約書の第3条について議論になったわけでありましてけれども、委員会においても再度その点についての質疑がなされたというふうにお聞きしておるんですが、委員長報告にその分なかったわけですので、どういう内容であったのかお尋ねをしたいと思います。

○新宮征一議長 鈴木委員長。

○鈴木賢也建設経済委員長 第3条のクア・パークの施設の関係で、自動車学校がその施設になるかということで、課長は施設に入るといふ、自動車学校がそういうクア・パークの施設に入るといふ答弁がありました。

以上です。

○新宮征一議長 川越孝男議員。

○川越孝男議員 委員からどういう質問が出されて、当局からどういう答弁がなったのかということを経過ですからお聞きをしたいんです。もしわかんなかったら、休憩して会議録を見て、正確に答弁をお願いします。

○新宮征一議長 鈴木委員長。

○鈴木賢也建設経済委員長 本会議の中でも質問がありましたけれども、クア・パークの施設の建物の中で、自動車学校がそういう施設に入るのかという質問がありました。その中で、課長からはそれは施設に入るということで答弁がありました。

以上です。

○新宮征一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

（「省略」と呼ぶ者あり）

討論を省略いたします。

これより議第42号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第42号は原案のとおり可決されました。

平成18年3月第1回臨時会

閉 会 午後2時30分

○新宮征一議長 以上で、本臨時会の日程は全部終了いたしました。これにて平成18年第1回臨時会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

平成18年3月第1回臨時会

寒河江市議会議長 新 宮 征 一

会議録署名議員 佐 藤 毅

同 上 伊 藤 忠 男